

2024年11月13日

各位

会社名 株式会社ライジングコーポレーション
(コード番号 207A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 大都 英俊
問合せ先 専務取締役経営管理部長 畑中 隆二
T E L 06-4391-3908
U R L <https://www.group-rising.co.jp>

募集新株予約権（ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

株式会社ライジングコーポレーション（以下、当社）は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び子会社の役職員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行すること、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること並びに取締役及び監査役の金銭報酬の額とは別枠でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき承認を求める議案を、2024年12月13日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲と士気を高めると共に、企業価値向上に向けた当事者意識と株主目線を培うために当社グループの役員、従業員及び外部協力者に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	9名	6,700個
子会社従業員	7名	4,400個
当社取締役	3名	5,200個
当社監査役	2名	700個
子会社取締役	2名	2,000個
外部協力者	1名	2,000個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 21,000株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

21,000 個

(4) 新株予約権の払込金額又は算定方法

金銭の払込を要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,514 円とする。

なお、本新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しているものの、流動性が低い等の理由から株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、本新株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるディスカウント・キャッシュ・フロー法を基礎として、当社から独立した第三者である木下隆志公認会計士事務所に本新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、同事務所が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。

また、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、1 円未満の端数が生じた場合においては当該 1 円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

また、当社は 2024 年 12 月 13 日開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認を受けることを条件に、ストック・オプションとして新株予約権を発行することとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後 2 年を経過した日から当該決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、当社または当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Market を除く。以下同じ。）に上場されていることを条件とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再行為時における新株予約権の取扱

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(6)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記(9)に準じて決定する。

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当日

取締役会で決定する(2024年12月16日予定)。

以上